

# 南会津町農業等振興事業補助金

— 農業者等の皆様を応援します！ —

町では、農業等の振興を図るため、次のような助成制度を設けておりますので、是非ご活用ください。

## 重点振興作物とは…

町内で、ある一定以上の販売実績がある作物をいいます。  
 野菜類 「南郷トマト」・「アスパラガス」  
 花卉類 「リンドウ」・「カスミ草」・「スターチス」・「カラー」

## 【補助対象事業一覧】

事業名	対象・要件等	補助金等
産地生産力強化総合支援事業	<b>【対象】</b> 農業団体、営農集団、農業法人、認定農業者等 <b>【要件】</b> 県の産地生産力強化総合支援事業に採択された事業者に対し、機械等の購入費及び苗代等を助成する。	県町併せて補助対象事業費の7/10以内 ただし、苗等については2/3以内 重点振興作物以外は全て6/10以内
種苗等支援事業 重点振興作物の栽培に限る	<b>【対象】</b> 農業生産法人、認定農業者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体（要規約） <b>【要件】</b> 重点振興作物の新植及び改植に係る苗代等を助成する。 (1)新植：各戸の新植面積が5a以上または各戸の補助対象事業費が5万円以上 (2)改植：各戸の改植面積が5a以上または各戸の補助対象事業費が5万円以上 ただし、トマトは新植に限る。	(1)補助対象事業費の2/3以内 限度額100万円 (2)補助対象事業費の1/3以内 限度額50万円
農業用資材支援事業 重点振興作物の栽培に限る	<b>【対象】</b> (1)農業生産法人、認定農業者、新規就農者支援事業認定者 (2)3戸以上で組織する営農団体（要規約） <b>【要件】</b> 重点振興作物栽培に係るハウス被覆用ビニール代を助成する。 補助対象事業費は1件あたり10万円以上とする。	(1)補助対象事業費の1/4以内 限度額30万円（3年に1回の申請） (2)補助対象事業費の1/4以内 1人につき限度額10万円（同一人につき3年に1回の申請）
山野資源活用と農地再生事業	<b>【対象】</b> 農業生産法人、3戸以上で組織する営農団体（要規約） 以前に町の農業規模拡大支援事業等で助成を受けた者を除く。	
	種苗等管理 市場等へ出荷が可能な作目の種子採取、実生及び育苗管理をし、農家等に苗等の提供と技術指導をする組織等に助成する。	補助対象事業費が30万円を超える場合に、1組織等1年につき限度額30万円（事業を継続する場合は最長3年間）
	苗代 市場等へ出荷が可能な作目の苗を定植する組織等に助成する。 新規事業は合計30a以上で1人当たり5a以上、増反事業は1人当たり5a以上とする。	定植する農地の状況により、補助対象事業費の7/10以内（限度額50万円）
きのこ栽培 菌床・駒・ほだ木を利用してきのこ栽培をする組織等に助成する。 補助対象事業費は10万円以上とし、1組織につき1回のみとする。	補助対象事業費の1/2以内（限度額50万円）	
重点振興作物栽培支援事業 重点振興作物の栽培に限る	<b>【対象】</b> (1)新規就農者支援事業認定者 (2)農業生産法人、認定農業者、3年以内に認定農業者になる見込みのある者 <b>【要件】</b> 新規で重点振興作物を10a以上栽培する者に対し、機械・資材費を栽培初年度のみ助成する。 国県等の補助事業に採択された事業費以外とする。	(1)補助対象事業費の8/10以内 限度額160万円 (2)補助対象事業費の5/10以内 限度額100万円
客土支援事業 重点振興作物の栽培に限る	<b>【対象】</b> 農業生産法人、認定農業者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体（要規約） <b>【要件】</b> 重点振興作物栽培ほ場の面積が10a以上で10cm以上客土する場合の経費を助成する。	補助対象事業費の1/2以内 限度額300万円

## 【お問い合わせ先（市外局番0241）】

本 庁 農 林 課 農 政 係 62-6220 伊南総合支所 振興課 農林建設係 76-7716  
 館岩総合支所 振興課 農林建設係 78-3340 南郷総合支所 振興課 農林建設係 72-2113